

基 発 1224 第 6 号
平成 21 年 12 月 24 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する告示の適用について

労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 503 号）が平成 21 年 12 月 24 日に公示され、改正後の労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成 18 年厚生労働省告示第 25 号。以下「告示」という。）が平成 22 年 1 月 1 日から適用されることとなった。

については、これに係る労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 95 条の 6 の規定に基づく報告（以下「有害物ばく露作業報告」という。）について、関係者への周知徹底を図るとともに、下記事項に十分留意し、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

1 有害物ばく露作業報告の対象となる物（告示第 1 条関係）

別紙の表の中欄に掲げる物（以下「対象物」という。）及び対象物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。）（以下「対象物等」という。）について、平成 23 年における有害物ばく露作業報告の対象とすること。

なお、平成 21 年における有害物ばく露作業報告の対象であった 20 の物のうち、テトラニトロメタン等の 3 の対象物及び平成 20 年における有害物ばく露作業報告の対象であった 44 の物のうち、アルファ・アルファージクロロトルエン等の 18 の対象物については、再度、有害物ばく露作業報告を求めるものであること。

おって、ウレタンとは、カルバミン酸エチルをいうこと。

2 報告の期間等（告示第 2 条関係）

事業者は、平成 22 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量（当該対象物を含有する製剤その他の物を製造し、又

は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される当該対象物の量を含む。)が500キログラム以上になったときは、平成23年1月1日から同年3月31日までに有害物ばく露作業報告を行わなければならないこと。

別紙

コード	物	含有量 (重量パーセント)
八十	二—アミノエタノール	〇・一パーセント未満
八十一	アルファ・アルファ—ジクロロトルエン	〇・一パーセント未満
八十二	アルファ—メチルスチレン	〇・一パーセント未満
八十三	一酸化二窒素	〇・一パーセント未満
八十四	ウレタン	〇・一パーセント未満
八十五	二—エチルヘキサン酸	〇・一パーセント未満
八十六	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	〇・一パーセント未満
八十七	エチレンクロロヒドリン	〇・一パーセント未満
八十八	クメン	一パーセント未満
八十九	グルタルアルデヒド	〇・一パーセント未満
九十	クロロメタン (別名塩化メチル)	〇・一パーセント未満
九十一	ジアゾメタン	〇・一パーセント未満
九十二	二・四—ジアミノアニソール	〇・一パーセント未満
九十三	四・四'—ジアミノジフェニルスルフィド	〇・一パーセント未満
九十四	一・二—ジブromo—三—クロロプロパン	〇・一パーセント未満
九十五	N・N—ジメチルアセトアミド	〇・一パーセント未満
九十六	ジメチルカルバモイル=クロリド	〇・一パーセント未満
九十七	N・N—ジメチルニトロソアミン	〇・一パーセント未満
九十八	タリウム及びその水溶性化合物	〇・一パーセント未満
九十九	デカボラン	一パーセント未満
百	一・四・七・八—テトラアミノアントラキノン (別名ジ スパースブルー)	〇・一パーセント未満
百一	N—(一・一・二・二—テトラクロロエチルチオ)— ・二・三・六—テトラヒドロフタルイミド (別名キャブ タフォル)	〇・一パーセント未満
百二	テトラニトロメタン	〇・一パーセント未満
百三	二硝酸プロピレン	一パーセント未満
百四	五—ニトロアセナフテン	〇・一パーセント未満
百五	二—ニトロプロパン	〇・一パーセント未満
百六	パラ—フェニルアゾアニリン	〇・一パーセント未満
百七	四—ビニルシクロヘキセンジオキソインド	〇・一パーセント未満
百八	フタル酸ビス (二—エチルヘキシル) (別名DEHP)	〇・一パーセント未満
百九	フッ化ナトリウム	〇・一パーセント未満
百十	フルオロ酢酸ナトリウム	一パーセント未満
百十一	プロピレンイミン	〇・一パーセント未満
百十二	二—ブromopropan	〇・一パーセント未満

百十三	ヘキサクロロエタン	○・一パーセント未満
百十四	ヘキサメチルホスホリックトリアミド	○・一パーセント未満
百十五	ペンタボラン	一パーセント未満
百十六	メタクリロニトリル	○・一パーセント未満
百十七	メタンスルホン酸メチル	○・一パーセント未満
百十八	二メチル四(ニートリルアゾ) アニリン	○・一パーセント未満
百十九	メチレンビス(四・一フェニレン) = ジイソシアネート (別名MDI)	○・一パーセント未満
百二十	リフラクトリーセラミックファイバー	一パーセント未満
百二十一	りん化水素	一パーセント未満
百二十二	りん酸トリス(二・三ジプロモプロピル)	○・一パーセント未満

労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件 新旧対照条文

○ 労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成十八年厚生労働省告示第二十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

（労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物）

（労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物）

第一条 労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次の表に掲げる物及び同欄に掲げる物を含む製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。以下同じ。）とする。

第一条 労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次の表に掲げる物及び同欄に掲げる物を含む製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。以下同じ。）とする。

コード	物	含有量 (重量パーセント)
八十	ニ－アミノエタノール	○・一パーセント未満
八十一	アルファ・アルファジック ロロトルエン	○・一パーセント未満
八十二	アルファ－メチルスチレン	○・一パーセント未満
八十三	一酸化二窒素	○・一パーセント未満
八十四	ウレタン	○・一パーセント未満
八十五	ニ－エチルヘキサノ酸	○・一パーセント未満
八十六	エチレングリコールモノメ チルエーテルアセテート	○・一パーセント未満
八十七	エチレンクロロヒドリン	○・一パーセント未満
八十八	クメン	一パーセント未満
八十九	グルタルアルデヒド	○・一パーセント未満
九十	クロロメタン（別名塩化メ	○・一パーセント未満

コード	物	含有量 (重量パーセント)
六十	アクリル酸エチル	○・一パーセント未満
六十一	アセトアルデヒド	○・一パーセント未満
六十二	アンチモン及びその化合物	○・一パーセント未満
六十三	インジウム及びその化合物	一パーセント未満
六十四	エチルベンゼン	○・一パーセント未満
六十五	カテコール	○・一パーセント未満
六十六	キシリジン	○・一パーセント未満
六十七	コバルト及びその化合物	○・一パーセント未満
六十八	酢酸ビニル	○・一パーセント未満
六十九	酸化チタン(IV)	一パーセント未満
七十	一・三ジクロロプロペン	○・一パーセント未満

九十一	チル) ジアゾメタン	○・一パーセント未満
九十二	二・四―ジアミノアニソール	○・一パーセント未満
九十三	四・四―ジアミノジフェニルスルフィド	○・一パーセント未満
九十四	一・二―ジブプロモ―ニーク ロロプロパン	○・一パーセント未満
九十五	N・N―ジメチルアセトアミド	○・一パーセント未満
九十六	ジメチルカルバモイルルック ロリド	○・一パーセント未満
九十七	N・N―ジメチルニトロソアミン	○・一パーセント未満
九十八	タリウム及びその水溶性化合物	○・一パーセント未満
九十九	デカボラン	一パーセント未満
百	一・四・七・八―テトラアミノアントラキノン(別名 ジスパースブルー)	○・一パーセント未満
百一	N―(一・一・二・二―テトラクロロエチルチオ)― 一・二・三・六―テトラヒドロフタルイミド(別名キ ヤプタフォル)	○・一パーセント未満
百二	テトラニトロメタン	○・一パーセント未満
百三	二硝酸プロピレン	一パーセント未満
百四	五―ニトロアセナフテン	○・一パーセント未満

七十一	ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト(別 名DDVP)	○・一パーセント未満
七十二	テトラニトロメタン	○・一パーセント未満
七十三	ナフタレン	○・一パーセント未満
七十四	ニトロベンゼン	○・一パーセント未満
七十五	ニトロメタン	○・一パーセント未満
七十六	パラ―ジクロロベンゼン	○・一パーセント未満
七十七	四―ビニル―シクロヘキセン	○・一パーセント未満
七十八	四―ビニルシクロヘキセン ジオキシド	○・一パーセント未満
七十九	ヘキサクロロエタン	○・一パーセント未満

百五	二ニトロプロパン	〇・一パーセント未満
百六	パラフェニルアゾアニリン	〇・一パーセント未満
百七	四一ビニルシクロヘキセン ジオキシド	〇・一パーセント未満
百八	フタル酸ビス(二一エチル ヘキシル) (別名DEHP)	〇・一パーセント未満
百九	弗化ナトリウム	〇・一パーセント未満
百十	フルオロ酢酸ナトリウム	一パーセント未満
百十一	プロピレンイミン	〇・一パーセント未満
百十二	二一プロモプロパン	〇・一パーセント未満
百十三	ヘキサクロロエタン	〇・一パーセント未満
百十四	ヘキサメチルホスホリック トリアミド	〇・一パーセント未満
百十五	ペンタボラン	一パーセント未満
百十六	メタクリロニトリル	〇・一パーセント未満
百十七	メタンスルホン酸メチル	〇・一パーセント未満
百十八	二一メチル一四一(二一ト リルアゾ)アニリン	〇・一パーセント未満
百十九	メチレンビス(四一フ エニレン) ジイソシアネ ート (別名MDI)	〇・一パーセント未満
百二十	リフラクトリーセラミック ファイバー	一パーセント未満
百二十一	りん化水素	一パーセント未満
百二十二	りん酸トリス(二一三ージ プロモプロピル)	〇・一パーセント未満

(有害物ばく露作業報告の対象及び期間)

第二条 事業者は、平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った前条の表の中欄に掲げる物の量(同欄に掲げる物を含む製剤その他の物を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される同欄に掲げる物の量を含む。)が五百キログラム以上となったときは、平成二十三年一月一日から同年三月三十一日までの間に、安衛則第九十五条の六の規定による報告書の提出を行わなければならない。

(有害物ばく露作業報告の対象及び期日)

第二条 事業者は、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った前条の表の中欄に掲げる物の量(同欄に掲げる物を含む製剤その他の物を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される同欄に掲げる物の量を含む。)が五百キログラム以上となったときは、平成二十一年三月三十一日までに、安衛則第九十五条の六の規定による報告書の提出を行わなければならない。

ばく露作業報告対象物の主な別名、有害性及び用途の例

1	2-アミノエタノール (141-43-5)	【80】 0.1%未満	エタノールアミン、 モノエタノールアミン、 グリシノール	GHS：神経毒性「区分1」 ・神経系、肝臓の障害 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ・長期又は反復ばく露による神経系、精巣、消化器、 肝臓、腎臓、呼吸器の障害 ACGIH：3 ppm ・眼および皮膚刺激 日本産衛学会：3 ppm	合成洗剤、乳化剤、 界面活性剤等
2	アルファ-メチルスチレン (98-83-9)	【82】 0.1%未満	イソプロピルベンゼン、2-フェニル プロペン	GHS：神経毒性「区分1」 ・長期又は反復ばく露による中枢神経系の障害 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い ACGIH：50 ppm ・上部気道刺激、中枢神経障害	樹脂の耐熱・耐衝撃性の強化、ポリ エステル樹脂、アルキド樹脂の変性
3	一酸化二窒素 (10024-97-2)	【83】 0.1%未満	亜酸化窒素、笑気	GHS：生殖毒性「区分1」、神経毒性「区分1」 ・長期又は反復ばく露による血液、神経系、肝臓、 腎臓の障害 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い ACGIH：50 ppm ・中枢神経障害：溶血現象：胎児/胚損傷	麻酔用ガス、機器 のキャリアガス
4	2-エチルヘキサノ酸 (149-57-5)	【85】 0.1%未満	2-エチルカプロン酸、2-ヘプタンカル ボン酸、2-ブチルブタン酸	GHS：生殖毒性「区分1」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ACGIH：5 mg/m ³ （インハラブル粒子及び蒸 気） ・奇形発生	ペンキのドライ ヤー、グリース製 造、塩化ビニル安 定剤
5	エチレングリコール モノメチルエーテル アセテート (110-49-6)	【86】 0.1%未満	2-メトキシエチル アセテート、酢酸メ チルグリコール	GHS：生殖毒性「区分1」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ACGIH：0.1 ppm ・造血機能障害；生殖障害 日本産衛学会：5 ppm	接着剤、木材着色 剤、光沢剤、塗料 用溶剤
6	エチレンクロロヒド リン (107-07-3)	【87】 0.1%未満	2-クロロエタノール	GHS：発がん性「区分1」、生殖毒性「区分2」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ACGIH：1 ppm（天井値） ・中枢神経障害；肝および腎損傷	医薬品、農薬、染 料などの有機合成 の中間体等
7	クメン (98-82-8)	【88】 1%未満	イソプロピルベンゼン、(1-メチルエ チル)ベンゼン、 フェニルプロパン	GHS：神経毒性「区分1」 ・長期又は反復ばく露による中枢神経系の障害 ACGIH：50 ppm ・眼、皮膚および上部気道刺激、中枢神経障害	有機合成（石炭酸 アセトンの製造） 航空ガソリンに混 合、過酸化剤、酸 化促進剤等の原料
8	グルタルアルデヒド (131-30-8)	【89】 0.1%未満	グルタール ペンタン-1,5-ジ アル、1,5-ペンタ ジオン	GHS：呼吸器感作性「区分1」、皮膚感作性「区 分1」 ・中枢神経の障害 ・呼吸器への刺激のおそれ ・長期又は反復ばく露による気道の障害 ACGIH：0.05 ppm（天井値） ・上部気道、皮膚および眼刺激、中枢神経障害	内視鏡等医療器具 の殺菌消毒剤、電 子顕微鏡、写真用 ゼラチンの架橋剤

1	クロロメタン (74-87-3)	【9-0】 0.1%未満	塩化メチル、モノクロロメタン	GHS：生殖毒性「区分1」、神経毒性「区分1」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ・長期又は反復ばく露による肝臓、腎臓、中枢神経系の障害 ACGIH：50 ppm（経皮ふ侵入の危険） ・中枢神経障害、肝および腎損傷、精巣損傷、奇形発生 日本産衛学会：50 ppm	ヘインド剤、脱脂剤、プリント基板洗浄剤、金属脱脂洗浄剤等
0	N,N-ジメチルアセトアミド (127-19-5)	【9-5】 0.1%未満	酢酸ジメチルアミド、DMA	GHS：生殖毒性「区分1」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ・長期又は反復ばく露による肝臓の障害 ACGIH：10 ppm（経皮ふ侵入の危険） ・肝損傷、胎児/胚損傷 日本産衛学会：10 ppm	反応溶媒（脱離反応）、精製溶剤、樹脂溶剤、塗料はく離、医薬品関係
1	タリウムとその水溶性化合物 （タリウム 7440-28-0）（硝酸タリウム（I） 10102-45-1）（酢酸タリウム 563-68-8）（硫酸タリウム 7446-18-6） ※上記以外のタリウム化合物を含む	【9-8】 0.1%未満		GHS：生殖毒性「区分1」、神経毒性「区分1」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ・長期又は反復ばく露による循環器系、脳神経系、皮膚の障害 ACGIH：タリウムとして 0.1 mg/m ³ （経皮ふ侵入の危険） ・脱毛症	各種特殊合金材料
2	デカボラン (17702-41-9)	【9-9】 1%未満	ボロンハイドライド、デカボロンテトラデカハイドライド、テトラデカヒドロデカボラン	GHS：神経毒性「区分1」 ・長期又は反復ばく露による中枢神経系の障害 ACGIH：0.05 ppm（経皮ふ侵入の危険） ・中枢神経障害、認識失調	触媒、燃料、イオンビーム発生源（LIS Iの高集積化）
3	三硝酸プロピレン (6423-43-4)	【1-0-3】 1%未満	三硝酸プロピレングリコール、プロピレングリコールジニトレート	GHS：神経毒性「区分1」 ・長期又は反復ばく露による神経系の障害 ACGIH：0.05 ppm（経皮ふ侵入の危険） ・頭痛、中枢神経障害	酸化剤、還元剤
4	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル） (117-81-7)	【1-0-8】 0.1%未満	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）、1,2-ベンゼンジカルボン酸ビス（2-エチルヘキシル）、ジエチルヘキシルフタレート、DEHP	GHS：生殖毒性「区分1」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ・長期又は反復ばく露による精巣、肝臓の障害のおそれ ACGIH：5 mg/m ³ ・下部気道刺激 日本産衛学会：5 mg/m ³	可塑剤として塩化ビニル製品等に添加
5	弗化ナトリウム (7681-49-4)	【1-0-9】 0.1%未満	フッ化ソーダ	GHS：神経毒性「区分1」 ・長期又は反復ばく露による呼吸器、神経系、腎臓の障害 ACGIH：1 ppm（フッ素として） ・下部気道、眼及び皮膚刺激 日本産衛学会：3 ppm（フッ化水素として）	防腐剤、殺菌剤、殺ソ剤、水道水のフッ素化剤、虫歯予防薬用
5	フルオロ酢酸ナトリウム (62-74-8)	【1-1-0】 1%未満	モノフルオロ酢酸ナトリウム	GHS：神経毒性「区分1」 ・長期又は反復ばく露による心臓、精巣、神経系、腎臓、肝臓の障害 ACGIH：0.05 mg/m ³ （経皮ふ侵入の危険） ・中枢神経障害、心臓障害、吐き気、悪心	農薬、殺菌剤

	化学物質 (CAS No.)	健康影響 (GHS)	化学物質 (JCS No.)	有害性情報 (発がん性評価、神経毒性評価、生殖毒性評価)	用途の例
17	2-プロピルプロパン (75-26-3)	【1.12】 0.1%未満	イソプロピルプロマ イド	GHS：生殖毒性「区分1」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ・長期又は反復ばく露による精巣、卵巣、血液の障 害 日本産衛学会：1 ppm	合成原料（医薬中 間体、農薬中間体、 感光剤中間体）
18	ペンタポラン (19624-22-7)	【1.15】 1%未満		GHS：神経毒性「区分1」 ・長期又は反復ばく露による中枢神経系、肝臓の障 害 ACGIH：0.005 ppm ・中枢神経痙攣；中枢神経障害	火薬、爆薬、ロ ケット燃料
19	メタクリロニトリル (126-98-7)	【1.16】 0.1%未満	2-シアノプロペン -1	GHS：神経毒性「区分1」 ・長期又は反復ばく露による血液、中枢神経系、感 覚器の障害 ACGIH：1 ppm（経皮ふ侵入の危険） ・中枢神経障害；眼および皮ふ刺激	樹脂合成用
20	メチレンビス（4- 1-フェニレン）=ジ イソシアネート (101-68-8)	【1.19】 0.1%未満	MDI、4,4'-メチレ ンビスフェニルイ ソシアネート、4,4'- ジフェニルメタンジ イソシアネート	GHS：特定標的臓器・全身毒性「呼吸器区分1」 進行性の「進行性肺機能低下」の懸念 ・長期又は反復ばく露による呼吸器の障害 特定化学物質であるトリレンジイソシアネートと並 んで、呼吸器感作性を有する物質であり、広く使用 されている。 ACGIH：0.005 ppm ・気道感作 日本産衛学会：0.05 mg/m ³	接着剤、塗料、ス パンデックス繊維、 合成皮革用、ウレ タンエラストマー などの原料
21	リフラクトリーセラ ミックファイバー	【1.20】 1%未満	人造鉱物繊維	IARCにおいて、発がん性「グループ2B」	窯炉の天井、炉壁 の耐火・断熱材、 充填剤、パッキン 材
22	りん化水素 (7803-51-2)	【1.21】 1%未満	ホスフィン	GHS：神経毒性「区分1」。 ・吸入ばく露による神経系、呼吸器系、肝臓、消化 管、心血管系の障害 植物検疫くん蒸剤として広く使用されている臭化メ チルがオゾン層破壊物質として指定され、今までも 使用されてきたりん化水素が代替物質として注目さ れている。 ACGIH：0.3 ppm ・上部気道および胃腸刺激；頭痛；中枢神経障害	植物検疫くん蒸剤、 導体のドーピング ガス

継続報告分（平成21年報告対象物）

23	テトラニトロメタン (509-14-8)	【1.02】 0.1%未満		発がん性（IARC：2B） ACGIH：0.005 ppm ・眼刺激；上部気道刺激；上部気道がん	爆薬、ロケット推 進薬用の酸化剤
24	四ニピルクロヘ キシジジオキsid (106-87-6)	【1.07】 0.1%未満		発がん性（IARC：2B） ACGIH：0.1 ppm（経皮ふ侵入の危険） ・女性生殖機能損傷；男性生殖機能損傷	難燃剤原料、塗料 原料

5	ヘキサクロロエタン (67-72-1)	【113】 0.1%未満	六塩化エタン	発がん性 (IARC: 2B) ACGIH: 1 ppm (経皮・吸入の危険) 肝および腎損傷	発煙筒用発煙剤 花火・爆竹駆動剤 アルミニウム精製 脱ガス、脱酸剤 (アルミニウム、 マグネシウム、銅 及びこれらの合金 に用いられる) 切削油添加剤、塩 化ビニル可塑剤 エッチングガス
---	------------------------	-----------------	--------	---	---

継続報告分 (平成20年報告対象物)

6	アルファ、アルファ シクロプロピレン (98-87-3)	【81】 0.1%未満	塩化ベンゼン、三塩 化ベンジリデン、 (ジクロロブチル) ベンゼン、ベンザル ケロリド、ベンジリ デンジケロリド	発がん性 (IARC: 2A, EU: 3)	農業原料、塗料原 料
7	ウレタン (51-79-6) ※カルバミン酸エチル を指します。ウレ タン樹脂 (ポリウレ タン) は含まない。	【84】 0.1%未満	カルバミン酸エチル、 エチルカルバメート	発がん性 (IARC: 2A, EU: 2)	生化学用 【ウレタン樹脂 (ポリウレタン) は含まない】
8	ジアゾメタン (334-88-3)	【91】 0.1%未満	アジメチレン、ジア シリン、ジアゾニカ ムメチリド	発がん性 (IARC: 3, EU: 2) ACGIH: 0.2ppm 上部気道および眼刺激	フェノールあるい はカルボン酸のメ チル化剤
9	2,4-ジアミノア ニソール (615-05-4)	【92】 0.1%未満	4-メトキシー-1, 3-ベンゼンジアミ ン、4-メトキシ- メタフェニレンジ アミン、3-アミノ -4-メトキシアニ リン、2,4-ジア ミノフェニルメチル エーテル	発がん性 (IARC: 2B, EU: 2)	
0	4,4-ジアミン シフェニルスルフィ ド (139-65-1)	【93】 0.1%未満	4,4-チオジア ニリン、4,4- チオビス(4-アミ ノ)フェニル)スル フィド	発がん性 (IARC: 2B, EU: 2)	
1	1,2-ジブromo 3-クロロプロパン (96-12-8)	【94】 0.1%未満	DBCP	発がん性 (IARC: 2B, EU: 2)	登録が失効した農 薬
2	ジメチルカルバモイ ルニケロリド (79-44-7)	【96】 0.1%未満	ジメチルカルバミン 酸ケロリド、ジメチ ルカルバミルケロラ イド、ジメチルカル バミツケロリド	発がん性 (IARC: 2A, EU: 2)	カーバメート系殺 虫剤、染料、医薬 品中間体
3	N,N-ジメチルニ トロソアミン (62-75-9)	【97】 0.1%未満	N-ニトロソジメチ ルアミン	発がん性 (IARC: 2A, EU: 2)	ロケット推進剤成 分の製造中間体、 有機アミンの反応 副生物

コード番号	化学名	CAS番号	主な用途	有害性情報 (発がん性分類、急性毒性分類、皮膚感作性)	用途の例
34	1,4,7,8-テトラアミノアントラキノン (2475-45-8)	【100】 0.1%未満	ジスパーズブルー1	発がん性 (IARC: 2B, EU: 2)	染料
35	N-(1,1,2,2-テトラクロロエチルチオ)-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド (2425-06-1)	【101】 0.1%未満	N-(1,1,2,2-テトラクロロエチルチオ)-4-シクロヘキセン-1,2-ジカルボキシミド、ダイホルタン、カプタフォル	発がん性 (IARC: 2A, EU: 2) ACGIH: 0.1 mg/m ³ (経皮ふ侵入の危険) ・皮ふ刺激	登録が失効した農薬
36	5-ニトロアセナフテン (602-87-9)	【104】 0.1%未満	1,2-ジヒドロ-5-ニトロアセナフチレン	発がん性 (IARC: 2B, EU: 2)	
37	2-ニトロプロパン (79-46-9)	【105】 0.1%未満	イソニトロプロパン	発がん性 (IARC: 2B, EU: 2) ACGIH: 10 ppm ・肝損傷; 肝がん	溶剤
38	パラフェニルアゾアニリン (60-09-3)	【106】 0.1%未満	4-アミノアゾベンゼン	発がん性 (IARC: 2B, EU: 2)	
39	プロピレンイミン (75-55-8)	【111】 0.1%未満	2-メチルアジリジン、メチルエチレンイミン	発がん性 (IARC: 2B, EU: 2) ACGIH: 2 ppm (経皮ふ侵入の危険) ・眼、皮ふおよび上部気道刺激 日本産衛学会: 2 ppm	
40	ヘキサメチルホスホリックストリアミド (680-31-9)	【114】 0.1%未満	ヘキサメチルリン酸トリアミド、リン酸トリス (ジメチルアミド)	発がん性 (IARC: 2B, EU: 2)	溶剤
41	メタンスルホン酸メチル (66-27-3)	【117】 0.1%未満	メチルメシレート、メチルメタンスルホネート	発がん性 (IARC: 2A)	
42	2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン (97-56-3)	【118】 0.1%未満	ソルベントイエロー3	発がん性 (IARC: 2B, EU: 2)	
43	リン酸トリス (2,3-ジプロモプロピル) (126-72-7)	【122】 0.1%未満	リン酸トリス (2,3-ジプロモプロピル)、トリス (2,3-ジプロモプロピル) ホスフェート	発がん性 (IARC: 2A)	プラスチック難燃剤、繊維合成

- ・ IARC : 国際がん研究機関の発がん性分類
1 : ヒトに対して発がん性がある 2A : ヒトに対しておそらく発がん性がある
2B : ヒトに対して発がん性の可能性がある 3 : ヒトに対する発がん性について分類できない
- ・ GHS : 化学品の分類および表示に関する世界調和システム
- ・ ACGIH : 米国産業衛生専門家会議のTLV (ばく露限界値 : TWA)
- ・ 日本産衛学会 : 日本産業衛生学会の許容濃度
- ・ 【コード番号】 : 厚生労働大臣告示に示すコード (従来と異なるのでご注意ください。)